令和２年第６回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

１　開催日時　　令和２年６月４日（木）午後４時００分から午後４時４５分
２　開催場所　　栄町役場庁舎５階第２会議室
３　出席委員（８名）

会　　長	８番　大野　久男
会長職務代理者	７番　朝倉　友子
委　　員	１番　芝野　茂
	２番　長谷川　貴子
	３番　杉田　裕
	４番　小川　博
	５番　岩井　秀喜
	６番　鈴木　薫

４　欠席委員　　なし

５　議事日程
　第１　議事録署名委員の指名
　第２　会議書記の指名
　第３　議事
　　議案第１号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
　　議案第２号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について
　　議案第３号　「令和元年度栄町農業委員会活動計画の点検・評価」及び「令和２年度栄町農業委員会活動計画」について
　　報告第１号　農地法第５条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について
　　報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
　　そ　の　他

６　出席職員

農業委員会事務局長	湯浅　実
農業委員会事務局次長	小川　浩昭
農業委員会事務局主査	青木　秀直

７　農地利用最適化推進委員（欠席）
　新型コロナウイルス感染症防止の観点から、推進委員の出席を自粛したため

◎開会　　午後４時００分開会

○事務局長（湯浅実）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和２年第６回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員８名中８名出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第１の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、２番　長谷川貴子委員、３番　杉田裕委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第２の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第１号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号１から整理番号４まで農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、１ページ　議案第１号整理番号１から整理番号４までについて、ご説明いたします。

場所につきましては、３ページ４ページをご覧ください。

整理番号１　農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，４５８㎡他８筆で、合計２７，７３２㎡です。

続いて、整理番号２　農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，０３４㎡他１筆で、合計６，０３２㎡です。

続いて、整理番号３　農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，０８６㎡他２筆で、合計４，３６８㎡です。

続いて、整理番号４　農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は２，４１６㎡他２筆で、合計５，８５２㎡です。
内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和２年６月２２日から令和１２年６月２１日までの１０年間となっております。
本件と次の議案第２号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により４名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第１号整理番号１を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
挙手全員、よって議案第１号整理番号１については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
次に、議案第１号整理番号２を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
挙手全員、よって議案第１号整理番号２については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
次に、議案第１号整理番号３を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第１号整理番号３については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
次に、議案第１号整理番号４を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
挙手全員、よって議案第１号整理番号４については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）
続いて、整理番号５について事務局の説明を求めます。
なお、整理番号５については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）
それでは、２ページ　整理番号５について、ご説明いたします。
場所については、５ページと６ページをご覧ください。
農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，１０６㎡他２筆で、合計９，５７０㎡です。
内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は令和２年６月２２日から令和１２年６月２１日までの１０年間となっております。
本件と次の議案第２号につきましても、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により１名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
議案第１号整理番号５を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第１号整理番号５については、原案のとおり決定しました。
　小川委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）
　次に、議案第２号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号１について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）
　それでは、７ページ　議案第２号整理番号１について、ご説明いたします。
　場所については、３ページをご覧ください。
　農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，４５８㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和２年６月２２日から令和１２年６月２１日までの１０年間となっております。
　本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人　千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。
　この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
　議案第２号整理番号１について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号１については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、整理番号２から整理番号７までについて、一括して事務局の説明を求めます。

なお、整理番号２から７については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、８ページ　議案第２号整理番号２から整理番号７までについて、ご説明いたします。

場所については、３ページから６ページまでと２９ページをご覧ください。

整理番号２　農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，０３４㎡他１５筆で、合計４０，５２６㎡です。

次に、整理番号３　農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，１０６㎡他２筆で、合計９，５７０㎡です。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和２年６月２２日から令和１２年６月２１日までの１０年間となっております。

整理番号２と３は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人　千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

次に、整理番号４　農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は１，５０６㎡です。１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和２年６月２２日から令和１１年７月２１日までとなっております。

次に、整理番号５　農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は２，１８４㎡他２筆で、合計４，０２５㎡です。１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和２年６月２２日から令和１１年８月１９日までとなっております。

次に、整理番号６　農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，００１㎡他２筆で、合計１０，３０３㎡です。１０アール当たりの賃借料は１．５俵相当額、期間は令和２年６月２２日から令和８年１０月２７日までとなっております。

次に、整理番号７　農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は３，１７６㎡他１筆で、合計６，３５０㎡です。１０アール当たりの賃借料は１．５俵、期間は令和２年６月２２日から令和９年３月３０日までとなっております。

整理番号４から７は、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となることから、まちまちとなっております。内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第２号整理番号２により合

意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得した「公益社団法人　千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。
　この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。
　議案第２号整理番号２について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号２については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
　次に、議案第２号整理番号３について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号３については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
　次に、議案第２号整理番号４について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号４については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
　次に、議案第２号整理番号５について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号５については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
　次に、議案第２号整理番号６について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号６については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）
　次に、議案第２号整理番号７について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）
　挙手全員、よって議案第２号整理番号７については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。
　小川委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）
　次に、議案第３号「令和元年度栄町農業委員会活動計画の点検・評価」及び「令和２年度栄町農業委員会活動計画」についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局（小川浩昭）
　本件は、令和元年度に作成した栄町農業委員会活動計画の点検と評価を行うとともに、令和２年度の栄町農業委員会の活動計画を策定するもので、農業委員会の適正な事務指針の中で策定が義務づけられておりまして、毎年度策定するものでございます。
　それでは「令和元年度の当農業委員会の活動の点検・評価について」から説明させていただきます。
　はじめに、１２ページ　令和２年３月３１日現在の「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、

耕地面積等の面積、各種の農家数、農業就業者数などについては、耕地及び作付面積統計や農林業センサスに基づいた数値となっておりますので資料をご確認ください。

次に、農業委員会の体制ですが、当町は、平成２８年４月より新制度に基づく体制となっておりまして、農業委員８名、内訳は記載のとおりで、農地利用最適化推進委員が１０名の体制で活動していただいております。

次に、１３ページ「Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、１現状及び課題に記載した平成３１年４月現在の集積面積は３７０ｈａで、集積率は２５．９％となっております。

続いて、２　令和元年度の目標及び実績は、集積目標面積４１８ｈａに対して、集積実績が４１４ｈａとなり、９９．１％の達成状況になりました。

続いて、３　目標の達成に向けた活動ですが、主な活動として、酒直南部地区及び押付地区で行われている中間管理事業の話合いへの参加、土地改良区の会議に参加して農地中間管理事業の説明、農業委員、農地利用最適化推進委員の方に対しての研修会などを行ったものでございます。

続いて、４　目標及び活動に対する評価ですが、酒直南部地区等を中心に農地中間管理事業を活用した集積を進めました。単年度の目標面積４８ｈａに対して、集積実績が約４４ｈａとなり、概ね目標に近い集積面積となりました。

次に、１４ページ「Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、２　令和元年度の目標及び実績欄をご覧ください。参入目標　１経営体に対し、新たに農業経営を営もうとする者の参入はありませんでした。

続いて、３　目標の達成に向けた活動ですが、農業委員・推進委員から意欲のある農業者の情報収集を行うとともに、年間を通じて町農政部局と連携して参入を支援しました。現在、新規就農を希望する若者２名から、農地の相談を受けており、引き続き町農政部局と連携して支援を行う予定でおります。

続いて、４　目標及び活動に対する評価ですが、町農政部局と連携して目的達成に向けて認定の推進を図っていく必要があると考えております。また、引き続き、農業委員や推進委員の皆さんに地域の情報収集にご尽力をお願いいたします。

次に、１５ページ「Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、平成３１年４月現在の遊休農地面積が２４．５ｈａあり、令和元年度の解消目標面積をその１割の２．４ｈａとしましたが、解消面積は１．６ｈａで、達成状況は６６．７％でした。遊休農地を解消した面積は１．６ｈａありましたが、新規に１．１ｈａの遊休農地が発生してしまい全体では０．５ｈａの減少となり、令和元年度末の遊休農地面積は２４．０ｈａとなりました。

続いて、３　目標達成に向けた活動については、農業委員、推進委員の皆さんにご協力いただき、８月から農地利用状況調査からスタートし、利用意向調査、農地パトロールなどを行いました。

続いて、４　活動に対する評価としましては、遊休農地の解消につながるよう継続的な指導などが必要であると考えております。

次に、１６ページ「Ⅴ　違反転用への適正な対応」ですが、平成３１年４月現在の違反転用面積は０．１ｈａとなっております。３　活動計画・実績及び評価ですが、

活動としましてリーフレットの配布や印旛農業事務所と合同のパトロール等を実施したところです。今後も違反転用の監視を継続するとともに、農地所有者への直接的な啓発を行うことが必要と考えております。

次に、１７ページ「Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、１　農地法第３条に基づく許可事務が２０件の申請がありまして、全て許可しております。審議結果等の公表は、議事録に記載のうえホームページで公表しております。処理期間については、標準処理期間３０日のところを平均２１日で処理した結果となっております。２　農地転用に関する事務については、５件を処理し、審議結果等の公表は同様に行っております。処理期間については、標準処理期間６０日のところを平均２５日で処理した結果となっております。

次に、１８ページ３　農地所有適格法人からの報告の対応ですが、町には４法人ございまして、うち２法人から報告書の提出がありました。報告書を提出しない法人については、引き続き電話や文書により提出を求めているところでございます。４　情報の提供等については、記載のとおり賃借料情報については町ホームページでの公表と事務局窓口で提示をしております。また、権利移動等の件数は事務局窓口で情報提供しております。

次に、１９ページ「Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、記載されている項目についての要望・意見はありませんでした。また、「Ⅷ事務の実施状況の公表等」についてですが、総会の議事録の公表や活動計画の点検・評価の公表は、町のホームページで公表しております。

続きまして、「令和２年度栄町農業委員会活動計画」についてご説明いたします。

はじめに、２０ページ令和２年４月１日現在の「Ⅰ農業委員会の状況」ですが、先ほど令和元年度の点検・評価で説明した内容と同じになり、１　農家・農地の概要につきましては、統計や農林業センサスなどに基づいた数値を記載しております。農業委員会の体制については、記載のとおりです。

次に、２１ページ「Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、２　令和２年度の目標及び活動計画欄をご覧ください。令和２年度の目標集積面積は、４５４ｈａで新たに４０ｈａを集積するという計画にしております。この目標面積については、千葉県農地利用集積取組計画の令和２年度推進目標面積を用いております。活動計画につきましては、酒直南部地区等に対し町農政部局と連携して、担い手への集積を推進するとともに、土地改良の推進地区の会議に出席して、中間管理事業を説明し集積を推進していくものでございます。また、推進委員が担当地区内の農家の相談に対応し集積を推進していくこととしています。

次に、「Ⅲ　新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、昨年度と同様に１経営体の参入を目標としております。活動計画については、農業委員・農地利用最適化推進委員に新規就農を考えている方などの情報をいただくこと、それから町農政部局と支援体制をとっていくこととしています。

次に、２２ページ「Ⅳ　遊休農地に関する措置」についてですが、１　現状の遊休農地面積が２４．０ｈａで、２　令和２年度の目標及び活動計画は、２.４ｈａの解消を目指す計画としております。目標設定の考え方は、令和２年３月現在の遊休農地面

積の１割を解消するものとしております。活動計画につきましては、昨年度と同様に、８月から利用状況調査などをしていくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。また、その後、所有者の意向調査を行い、所有者への指導、さらには新たな遊休農地や耕作条件の比較的良い農地などのあっせんができればと考えております。

最後に、「Ⅴ　違反転用への適正な対応」ですが、違反転用面積が拡大しないようパンフレット配布等の広報活動やパトロールの実施などの活動計画をたてさせていただきました。

以上、説明とさせていただきますが、令和２年度の目標、計画が達成できるよう農業委員、農地利用最適化推進委員・事務局の連携・協力体制が不可欠でありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

本来であれば総会時に農地利用最適化推進委員の皆さんからも意見を頂くところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、総会の出席を控えて頂きました。事前に資料を配布して意見を求めましたので、その内容を事務局からお願いします。

○事務局（小川浩昭）

農地利用最適化推進委員の皆さまから、ご意見はありませんでした。

○議長（大野久男）

それでは、発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第３号「令和元年度栄町農業委員会の点検・評価」及び「令和２年度栄町農業委員会活動計画」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第３号については、原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第１号　農地法第５条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）
　それでは、２３ページ　報告第１号について、ご説明させていただきます。
場所につきましては、２４ページをご覧ください。
　本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第６条第１４号の規定により、令和２年５月７日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。
　申請地は、安食字山崎、地目は登記簿が田・現況は畑、他１筆、合計９７㎡です。転用目的は、駐車場用地です。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で報告第１号を終わります。

○議長（大野久男）
　次に、報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）
　それでは、２５ページ　報告第２号について、ご説明させていただきます。
　場所につきましては、２７ページから２９ページをご覧ください。
　整理番号１、農地の所在が西字一番割、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は１，６８２㎡他８筆で、合計７，８６２㎡です。貸付人、借受人は記載のとおりです。
　また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、令和２年４月２７日となっております。
　本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、貸付人、借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。
　次に、整理番号２、農地の所在が曽根字曽根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は１，５０６㎡他８筆で、合計２２，１８４㎡です。貸付人、転貸人、借受人は記載のとおりです。
　また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、令和２年５月２１日となっております。
　本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が

話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。
　以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）
　この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　発言がないようですので、以上で報告第２号を終わります。

○議長（大野久男）
　以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）
　よろしいですか、それでは以上をもちまして令和２年第６回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）
　起立、礼。お疲れ様でした。

午後４時４５分閉会